

## 諏訪広域連合における総合事業報酬改定について

保険者が定める単位数を以下のとおりとします。

1 施行日 令和元年 10 月 1 日

2 報酬改定の内容

① 介護予防訪問介護相当、介護予防通所介護相当

	区分	改正前	改正後
介護予防訪問介護相当サービス	週に 1 回程度	1,168 単位	1,172 単位
	週に 2 回程度	2,335 単位	2,342 単位
	週に 2 回程度超	3,704 単位	3,715 単位
介護予防通所介護相当サービス	週に 1 回程度	1,647 単位	1,654 単位
	週に 2 回程度	3,377 単位	3,392 単位

② 訪問型サービス A、通所型サービス A

	区分	改正前	改正後
訪問型サービス A	1 回あたり	225 単位	226 単位
通所型サービス A	1 回あたり	265 単位	266 単位

③ 介護予防ケアマネジメント費

	区分	改正前	改正後
ケアマネジメント費	1 月あたり	430 単位	431 単位

④ シルバー人材センターが提供する訪問型サービス A

	区分	改正前	改正後
シルバー人材 訪問型サービス A	1 回あたり	150 単位	151 単位

⑤ 介護職員等特定処遇改善加算【新設】

・ 訪問サービス

介護職員等特定処遇改善加算 (I) + 所定単位 × 63/1000

介護職員等特定処遇改善加算 (II) + 所定単位 × 42/1000

・ 通所サービス

介護職員等特定処遇改善加算 (I) + 所定単位 × 12/1000

介護職員等特定処遇改善加算 (II) + 所定単位 × 10/1000